

児童発達支援 事業所による自己評価結果（公表）

公表： 2024年3月31日

事業所名： こらいず たかす

		チェック項目	はい	いいえ	現状や工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた 改善内容・改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		同じ時間帯に2～3人のお子さんしかいないので、比較的ゆとりのあるスペースと判断しています	個別支援室に複数の子どもが入ることがあるので、個別ブースを確保するためにパーティションを用意しています。
	2	職員の配置数は適切である	○		常勤5人、非常勤1人で運営しており、おおむね適切と判断しています	
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		事業所内の段差には可動式のスロープを設置できるようにし、車いす使用者にも対応できるようにしています。滑り止めの対応も実施しています（一部段差はある）	構造化や視覚的支援あるいは不要な視覚刺激の除去の対策をとっています
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		簡易な清掃は毎日、床の水拭きは週に1回実施するようにして清潔を保つよう努めています。また、手指消毒液自動噴霧器の設置などの感染防止対策を徹底するようにしています。お子さんの状況によって部屋の大きさ等を考慮し	支援の際に使用した道具などはすぐに除菌を行うなど、感染防止を徹底してきました。
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	○		直接支援はもちろん、関連した業務についても、結果と改善を心掛けるようにしています。	定例会議の時間を設け、月に一度業務内容の確認を行ってきました
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		保護者様のご意見を伺って、業務改善に努めています	
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		それぞれの結果をまとめ、ホームページに公開	ホームページで公開しています
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		○	外部評価を依頼する相手先がないため実施していません。但し、鷹栖町の健康福祉課、教育委員会、町立小・中学校、町立保育園、鷹栖消防署、鷹栖派出所等の関係機関から、適宜ご指摘や指導を承っています	具体的に外部評価はしていません。
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保しているか	○		職員キャリアパスに則って、日常的OJT（支援実施中の指導）のほか、管理者が外部の研修会等で講演した内容を職員に伝達しています	定期的に内部研修を行いました。

適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		行動観察や保護者からの聞き取りのほか、発達指標や感覚特性、社会適応力を把握するための標準化された検査を用いて課題を分析し計画を立てるようにしています	モニタリング会議を行い、見直しや意見交換をする時間を設けています。万が一に備えて、ファイルを読んで勉強していきたいです。
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		発達指標：「乳幼児発達スケール」 感覚処理能力：「日本版感覚プロファイル」 視覚認知力：「WAVES」 社会適応性：「旭出式社会適応スキル検査」 他	
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○		当事業所での発達支援は、子ども本人に対する支援はもちろん、保護者様に対して子どもの成長や発達に関する疑問や悩みにお答えすることに力を入れています。また、保育所等訪問支援を通じて、学校、保育園、幼稚園の先生方と連携しています	月に一度、モニタリング会議を実施し、支援計画や内容の見直しを行っています。
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○		「本人支援」はもちろん、保護者様に対して、お子さんの変化点、課題、今後の見通しをお伝えし、保護者様の疑問に答える機会を設けるようにしています	
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	○		担当者が立案した計画を職員で確認して作成するようにしています	会議の時間を設け、職員間で確認しました。
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		スモールステップを設定し、段階付けしてプログラムを立てるようにしています	必ずすること、本人が取り組みたいことなどメリハリを付けるよう工夫しています
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて児童発達支援計画を作成している	○		個別支援を事業所の特徴としているため、基本は1対1ですが、対人スキル・社会性のトレーニングが必要なお子さんについては、複数で実施することもあります。月に1度、時間を設けています。	
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		始業前のスタッフミーティング（8：30～9：00）で確認しています	
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		終業時間ぎりぎりまで利用するお子さんがいることが多いため、その場合は翌日の始業前のスタッフミーティングで行うようにしています	スタッフミーティングやモニタリング会議の時間を設け、打ち合わせを行っています。必ず実施していないので、変化等の共有はしていくようにしたいと思います。
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか	○		お子さんごとの個別カルテを整備し、支援内容、実施結果、反応等について記載し、次回以降の支援に反映させるようにしています	必ず記録し、振り返りできるようにしています

	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○		6か月ごとのモニタリングを行い、前回との変化点を確認しています。必要な子どもについては、発達検査等で客観的に評価しています。月に1度、時間を設けて見直しを設けて行っています。	
関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		担当者会議には、管理者または児童発達管理責任者が出席しています。	
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		鷹栖町健康福祉課や教育委員会に声をかけていただき、保育園支援や乳幼児発達健診、教育委員会の事業に参画しながら連携させていただいています	
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	—	—		
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	—	—		
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚園部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		できるだけ関係機関との連携を図るように努めています。特に町立保育園の保育士さんとは定期連絡を取っています	送迎の際や担任の先生との情報交換や保育所等訪問などを実施し、連携をとっています。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		小学校、中学校に進学する子どもについては、保護者の依頼・同意があれば、文書等で事業所の支援について連絡しています。ケース会議や参観日の際に訪問させてもらい、情報共有しています。	ケース会議や参観日の際に訪問させてもらい情報共有しています。
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○		鷹栖町子育て支援センターや美瑛町、羽幌町などの市町村発達支援センター職員の方々と情報交換するなど連携をとっています	
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○		町立保育園、放課後児童クラブの職員とは面識があり、行事・イベントなどに参加させていただいています	今年度は、町立保育園に協力いただき年長児クラスでこらいずで行っているプログラムの一部を子どもたちに体験してもらいました。今後も継続していきたいと思っています。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○		鷹栖町立自立支援協議会委員として参画、また、鷹栖町事例検討会に参画しています。	

保護者への説明責任等	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○	自主通園している保護者には、療育場面を通して発達状況や課題について説明しています。送迎サービスを利用されている保護者に対しても可能であれば月に1回程度来所していただくようお願いしています。連絡ノートを活用し状況をお伝えしています。	
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている	○	ペアトレのような継続的で体系化されたプログラムは実施していませんが、子どもの行動の理解や対応方法を保護者に説明するようにしています。	感染対策をしっかりとした上で、全ての保護者（利用終了児も含む）に対して勉強会などを検討しています。
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○	利用開始、契約の際には説明を行い、いつでも見られるように応接スペースに掲示しています	
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○	利用開始時とモニタリング時、または保育所等訪問支援など計画を見直した時に、新たな計画の説明をし同意をいただいています	自主通園以外の保護者様には、十分に説明する時間がないこともあるので、機会を確保する等努めていきます
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○	お子さんの認知・行動特性や親の心理を理解して接し、説明することができるよう心掛けています。定期的に行ってはいないが、ご相談に対しては、機会を設けて対応している。	普段、来所されない保護者様に対しても機会を見つけて説明していきます
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○	保護者会を開催することができませんでした。	父母の会はありません。
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○	できる限り迅速に対応できるようにしています 苦情については、直接職員に言いにくいことを踏まえ、第三者委員を委嘱して相談できるようにしています	
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○	2～3か月に一度のペースでこらいず便りを発行してきました	
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	○	職員への周知徹底、個人記録保管庫の施錠など、取り扱いには注意を払っています。	
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○	お子さんの認知・行動特性や親の心理を理解して接し、説明することができるよう心掛けています。言葉づかい等は気をつけています。	

	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○		地域住民に対する交流事業はしていますが、町議会議員、民生委員など鷹栖町内の関係団体の視察などは受け入れています。	個人情報の観点から、いつでも誰でもとはなりません、スポーツ少年団の会合など、依頼があれば場所を提供していきます
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○		緊急時対応マニュアル、防犯マニュアルを策定しています。感染対策では、感染対策委員会を設置し、感染対策マニュアルの他、今回、「新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画（BCP）を策定しました	各種マニュアルを策定していますが、保護者様への周知が十分ではありませんでしたので、会報等でお知らせしていけるようにします。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		今年度は2回避難訓練を実施しました（火災想定、地震災害想定）	
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○		契約時にご提出頂いているフェイスシート、その後の面談等で確認しています。必要に応じ緊急時の対応方法、連絡先などを保護者と確認しています	
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか	○		食物アレルギーの有無については利用開始時に確認するようにしています。現在、医師の指示書があるお子さんはいません	おやつや飲み物を提供する際には、アレルギーのあるお子さんについては注意していきます
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○		ヒヤリハット事例については、できるだけ報告するよう職員に徹底し、事故発生防止に向けて検討するようにしています。 令和5年度 ヒヤリハット 7件	些細なことでも報告書を作成し、記録を残しています。いつでも振り返りができるようにしています。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		「虐待防止委員会」を設置し、「虐待防止対応規定・マニュアル」を改定しました。虐待防止委員会及び虐待防止に関する職員研修は年2回定期開催することとしています	職員に対してこれらの知識、ノウハウを教育していくことで、虐待を未然に防いでいくようにしていきます
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し理解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○		身体拘束が必要な利用者がいないため、実施していませんが、衝動的に屋外へ飛び出さないよう玄関を施錠しています。個別支援室に子どもだけを部屋に入れて施錠することはなく、必ず職員も同室しています。	